

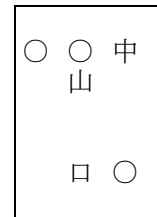
平成30年度 山口県中学校体育連盟剣道専門部 大会申し合わせ事項

1 選手の起用について

- (1) 先鋒・次鋒・中堅・副将・大将とし、3名の場合は先鋒・中堅・大将とし、4名の場合は先鋒・中堅・副将・大将とする。
- (2) 補員選手の起用については、申込書に記載してある補員のみとし、起用は下記のとおりとする。
 - ① 補員は事故者の位置とするが、オーダーの変更と再出場は認めない。
 - ② 選手の変更は、試合前に試合場に届けること。
- ㊥ 秋季県体の選手の起用については7名で、試合毎に監督が自由にオーダーを組み替えることができる。オーダー表は、そのつど試合前に提出のこと。
- (3) 参加申し込み以降に、けが・病気などにより出場できない選手・補員が生じた場合にはその選手・補員の登録を抹消し、新たに補員の補充をすることができる。この場合には診断書を大会本部に提出し許可を得ること。
- (4) 団体戦におけるオーダーミスは、その団体試合を負けとする。また、リーグ戦においても、全ての試合を負けとする。

2 選手の名札（ゼッケン）について

- (1) 出場選手の名札（ゼッケン）については、黒または紺地に白地の名札とし、学校名と姓を明記したものを使用すること。
※同姓の選手がいるときは名前の頭文字も入れること。
- (2) 学校名は、○○中と明記すること。（県名等は入れない）
- (3) 規定の名札を使用しない場合は、出場を認めない。
 - ① 団体・個人試合における、規定の名札を使用しない選手は以後の試合に出場できない。
 - ② 団体・個人試合ともにリーグ戦にあっては、規定の名札を使用しない選手の発見された試合のみを負けとし、補員の出場は認めない。
 - ③ 団体トーナメント戦においては、以降の試合に補員の出場は認める。



3 竹刀について

- (1) 竹刀の規格は、長さ114cm以下（男女とも）
重さ 男子 440g以上 女子 400g以上とする。
先革直径 男子25mm以上・女子24mm以上 先革長さ 50mm 上製
- (2) 検印を受けた竹刀のみ試合に使用することができる。検印を受けない竹刀を使用した場合は不正竹刀の使用とみなす。（計量を必要としない試合は別）
- (3) 鏝は、革色（白色も可）のものを使用し、柄革の元で固定すること。
鏝は、直径9cm以内のものを使用する。
- (4) 中結いの位置は、全長の4分の1のところ固定すること。
- (5) カーボン竹刀は使用してもよい。
- (6) 柄革は、滑り止め(ゴム等)や模様等のない無地のもので、白色とする。
ただし、柄革の上端(折り返し部分)の色・模様等については、特に制限を設けない。
- (7) 不正竹刀とは次のものをいう。
 - ① ビニールテープやセロハンテープを巻いた竹刀。
 - ② 異物を入れた竹刀。（異物とは、先革のゴム・柄頭のちぎり以外のものすべて）この場合、検印の際に発見されても使用と見なす。
 - ③ 検印のない竹刀。
- (8) 不正竹刀を使用した場合は、以下のようにする。
 - ① 団体・個人試合における、不正竹刀使用者は負けとし以後の試合に出場できない。
 - ② 団体トーナメント戦においては、次の試合からは補員の出場を認める。
 - ③ 団体・個人試合ともにリーグ戦にあっては、発見された試合のみを負けとし、前の試合には遡らない。また、補員の補充を認めない。

4 試合開始前後に注意すべき事項

- (1) 選手は、竹刀袋を肩に掛けず、手に持って入退場する。
- (2) 団体戦で相互の礼をする場合は、開始時は先鋒・次鋒、終了時は大将のみが面・小手を付け、竹刀を持って横一列に並ぶこと。
- (3) 正面への礼は、個人・団体戦ともに、第1試合の開始時及び決勝戦の開始時と終了時のみとする。試合が2日以上にわたる場合、第1試合の開始時と最後の試合の終了時および決勝戦の開始時と終了時。
- (4) 選手は無言で相互の礼だけを行い、審判員や試合終了後の個人的な座礼はおこなわない。
- (5) 選手交代の際には、余計な所作（胴突き・握手等）の行為はおこなわない。
- (6) 試合者は、審判員が所定の位置につくまでは試合場に入ってはいけない。
- (7) 試合中は、選手・監督ともに、先鋒と大将戦は選手席で正座して観戦すること。個人戦における監督も同じとする。
- (8) 対戦校が相互の礼をする前や後、選手交替時における余計な所作について改める。(胴つき、円陣を組んでの発声など)

5 競技上の注意事項

- (1) 開始線の位置は中心×より均等の位置140cmに表示する。

- 試合者は開始線を右足で踏む。
- (2) つば競り合いは、膠着状態を正しく判断すること。
正しいつば競り合いの指導の徹底をはかる。
 - (3) 分かれば、膠着状態を安易に判断しない。(つば競り合いの攻防を大切にする)
「始め」までに時間の空費をしない。
 - (4) 突き・片手打ちは有効としない。(胴打ちについてはよく見極めること)
突きとしての技は反則とする。
 - (5) 試合規則の実施について疑義のある場合は、直ちに(次の試合が始まるまで)監督が審判主任に対して異議の申し立てができる。
 - (6) サポーターなどの使用については(テーピング・足袋・コルセットを含む)医療上必要と認める場合に限り使用を認める。使用するためには届け出たうえで許可を得る。
肘や膝などにつける物を足に使用したり、ゴムや革及びすべり止めを底に貼った物等の使用は禁止する。
指先単独でのテーピングは届け出不要とする。
届け出と違うものを使用した者は、替えさせて反則とする。
違反行為(届け出のない者)は、はずさせて反則とする。
 - (7) 審判員合議のときは、試合者は立ったまま納刀し、区画線まで下がり、蹲踞をして待つ。
(審判員は選手が蹲踞をしてから中央に集合する)
 - (8) 応援は拍手のみとし、声援等は禁止する。(保護者、見学生徒も同様)厳守!
 - (9) 試合場への時計の持ち込みは禁止する。
 - (10) 二刀は、使用させない。
 - (11) 「変型な構え等の防御態勢」をとった場合は、1回目は「合議」のうえ「指導」、2回目以降は「合議」のうえ「反則」とする。(公正を害する行為)

6 防具等の着装について

- (1) 面紐は、結び目より40cm以内とし、小手紐はきちんと結ぶこと。
- (2) お守りなどの付属品をつけない。
- (3) 目印は長さ70cm、幅5cmとし、必ず着用する。
- (4) 稽古着・袴・面紐・胴紐は、黒・紺または白が望ましい。
(全国大会では赤系統は禁止)
- (5) 稽古着や袴への校名等の刺繍については、大きさ、色を含めて華美にならないように配慮をする。
- (6) 面乳革は、大きさ・模様も含めて華美にならないように配慮し、色は黒色または紺色で無地のものとする。
- (7) 面金を黒塗りにした面など、通常の配色でない面の使用を禁止する。
- (8) アイガード・ポリカーボネット面は使用してもよい。

7 監督について

- (1) 監督は、試合者に対してサイン・声援などをおこなわない。
- (2) 自校チームのあいさつの時は、監督も起立のうえ、礼をすること。
- (3) 監督の服装は、審判の服装に準ずる。

8 審判員について

- (1) 審判は原則として中体連の先生方で行うようにすること。人数が不足をする場合は高体連の先生方、登録された外部指導者及び地区剣連に応援を頼むこと。
- (2) 服装は次の通りとする。特に大会等で指定された場合はその限りではない。
 - ① 上衣 紺または黒色(無地)
季節や会場の状況により上着の着用に関しては審判長の判断に一任する。
 - ② ブボン 灰色(無地)
 - ③ ワイシャツ 白色(無地)
 - ④ ネクタイ えんじ色(無地)
 - ⑤ 靴下 紺色
- (3) 平成11年4月から実施された審判規則について熟慮すること。

9 その他

- (1) 試合場への出入りは、選手・監督・役員のみとする。
- (2) 各校の校旗・部旗は会場内に張らない。
- (3) 会場の整理整頓をきちんとすること。特にゴミの持ち帰りの励行をすること。
- (4) 応援者(保護者等)の喫煙については、十分に留意すること。(投げ捨て厳禁)
- (5) 貴重品の管理等については、監督で十分指導すること。
- (6) 大会要項、連絡事項等は十分確認すること。(トラブルを未然に防ぐ)
- (7) 忘れ物がないように帰るときは十分注意すること。
- (8) ゴミは必ず持ち帰ること。